○道路使用許可取扱要綱（概要）

（昭和37年福警交二内訓第2号）

この内訓は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定により警察署長等が行う道路使用許可の取扱いについて、その適正と斉一を図るため必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

○　総則

○　許可の基準及び条件

○　許可の期間

などの項目からなっている。